

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の規定は、C測定（作業環境測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。）及びD測定（作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。）について準用する。この場合において、前号イ中「A測定（作業環境測定基準第十条第四項において準用する作業環境測定基準第二条第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。以下同じ。）」とあるのは「C測定（作業環境基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。以下同じ。）」と、「作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）第二条第一項」とあるのは「作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）第四条において読み替えて準用する作業環境評価基準第二条第一項」と、同号ロ中「A測定」とあるのは「C測定」と、「B測定（作業環境測定基準第十条第四項において準用する作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下同じ。）」とあるのは「D測定（作業環境測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下同じ。）」と、「B測定の測定値（二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値）」とあるのは「D測定の測定値（二人以上の者に対してD測定を実施した場合には、そのうちの最大値）」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>四 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 (略)</p>